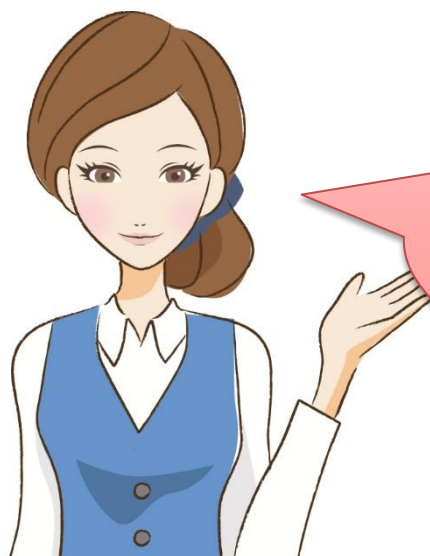


# 消費税法改定・診療報酬改定 に伴う料金改定のお知らせ

令和元年10月1日より実施される  
消費税法改定に伴い、個室料金・診断書・選定療養費等の課税対象分について  
**消費税率10%**を適応させていただきます。

**保険診療分**においても初診料・再診料の他、  
入院料等の**点数改定**がございます。

例)	<b>初診料</b>	:	282点	→	<b>288点</b>
	<b>外来診療料</b>	:	73点	→	<b>74点</b>
	<b>急性期一般入院料1</b>	:	1591点	→	<b>1650点</b>



金額に対して  
ご不明な点が  
ございましたら総合受付へ  
お声がけください